

年金生活者支援給付金のご案内

(令和2年4月版)

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

- 同封の「年金請求書 兼 年金生活者支援給付金請求書」を提出することで、給付金を請求することができます。
※老齢基礎年金の請求を行うことで給付金の請求も行われます。
- 給付金を請求された場合でも、支給要件に該当しない場合、給付金は支給されません。(支給要件などの詳細は、裏面をご覧ください。)

給付金を受け取るまでの流れ

- ① 審査の結果、裏面の支給要件に該当する方には、支給決定通知を送付いたします。(所得が基準を超える方など支給要件に該当しない方には、不該当通知を送付いたします。あらかじめご承知おきください。)
- ② 支給決定通知が届いた場合は、お支払月の上旬に、振込通知書を送付します。
- ③ 給付金のお支払いは、原則、2カ月分を翌々月の中旬に年金と同じ受取口座に、年金とは別途お支払いします。
例えば、4月分と5月分を、6月中旬(年金の支払日と同日)に振り込みます。

老齢基礎年金の繰下げ請求を希望される方へ

- 老齢基礎年金を繰下げて受給を開始するまでの間は、給付金の請求はできません。
- 繰下げにより年金が増額した場合、それにより裏面の支給要件を満たさなくなることがあります。

給付金のお問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！

『ねんきんダイヤル』 : **0570-05-1165** (ナビダイヤル)

050 から始まる電話でおかけになる場合は、**(東京) 03-6700-1165**

<受付時間>

月曜日 午前8:30～午後7:00 火～金曜日 午前8:30～午後5:15

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※ 月曜日が祝日の場合は、翌開所日に午後7:00まで相談をお受けします。

※ 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
 - 代理人(二親等以内)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。
- (注) 間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

老齡（補足的老齡）年金生活者支援給付金の概要

支給要件

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 65歳以上で、老齡基礎年金を受けている
- ② 請求する方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
- ③ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が879,300円以下である

給付額

給付額は、保険料納付済期間等に応じて算出され、次の①と②の合計額となります※¹。

① 保険料納付済期間に基づく額（月額）

$$= 5,030円 \times \text{保険料納付済期間}^{\ast 2} / 480月$$

② 保険料免除期間に基づく額（月額）

$$= 10,856円^{\ast 3} \times \text{保険料免除期間}^{\ast 2} / 480月$$

- ※¹ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が779,300円を超え879,300円以下の方には、①に一定割合を乗じた補足的老齡年金生活者支援給付金が支給されます。
- ※² 給付額の算出のもととなった保険料納付済期間や保険料免除期間は、お手持ちの年金証書や支給額変更通知書等で確認できます。
- ※³ 保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は10,856円（老齡基礎年金満額（月額）の1/6）、保険料1/4免除期間は5,428円（老齡基礎年金満額（月額）の1/12）となります。毎年度の老齡基礎年金の額の改定に応じて変動します。

給付金を受給するに当たっての留意事項

添付書類は不要

- 市町村から提供を受ける所得情報により、年金生活者支援給付金の支給要件を満たしているかを判定しますので、基本的に課税証明書等の添付は必要ありません。
 - ※ 所得情報を確認できない場合など、提出をお願いする場合があります。
 - ※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合に、正しく申告する必要があります。
- 支給要件を満たす場合、2年目以降のお手続きは原則不要となります。
- 支給要件を満たさなくなった場合、給付金は支給されません。その際は「年金生活者支援給付金不該当通知書」をお送りします。

給付額の改定

- 給付額は、毎年度、物価の変動による改定（物価スライド改定）があります。
- 給付額を改定した場合は「年金生活者支援給付金額改定通知書」をお送りします。

給付金が支給されない場合

- 次の①～③のいずれかの事由に該当した場合は、給付金は支給されません。
 - ① 日本国内に住所がないとき
 - ② 年金が全額支給停止のとき
 - ③ 刑事施設等に拘禁されているとき
- ①または③の場合は必ず届出が必要となりますので、ねんきんダイヤルまたは年金事務所にご相談ください。